

<p>定める伝統的建造物群保存地区（法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたものを除く。）で佐賀県にとつてその価値が特に高いものを、佐賀県重要伝統的建造物群保存地区（以下「県重要伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による選定は、その旨を告示するとともに、当該申出に係る市町に通知してする。</p> <p>（管理等に関する補助）</p> <p>第三十九条 県は、県重要伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町が行う当該地区の保存のための措置に対し、その経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（県選定保存技術の保存）</p> <p>第四十三条 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとし、県は、保持者、保存団体又は市町その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p>	<p>より定める伝統的建造物群保存地区（法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたものを除く。）で佐賀県にとつてその価値が特に高いものを、佐賀県重要伝統的建造物群保存地区（以下「県重要伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による選定は、その旨を告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。</p> <p>（管理等に関する補助）</p> <p>第三十九条 県は、県重要伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う当該地区の保存のための措置に対し、その経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（県選定保存技術の保存）</p> <p>第四十三条 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるとし、県は、保持者、保存団体又は市町村その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。</p>	<p>2 略</p> <p>（保存に関する指導又は助言）</p> <p>第四十四条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者、保存団体又は市町その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>（書類等の経由）</p> <p>第四十四条の二 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町の教育委員会を経由して行わなければならない。</p> <p>2 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、市町の教育委員会を経由して行うものとする。</p>
<p>（委員）</p> <p>第二条 法第十五条第五項第一号から第四号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員 三人</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>	<p>（委員）</p> <p>第二条 法第十五条第五項第一号から第四号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 三人</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>（保存に関する指導又は助言）</p> <p>第四十四条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者、保存団体又は市町その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>（書類等の経由）</p> <p>第四十四条の二 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町村の教育委員会を経由して行わなければならない。</p> <p>2 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、市町村の教育委員会を経由して行うものとする。</p>
<p>第二条（佐賀県防災会議条例の一部改正）に係る新旧対照表</p>		
<p>改正後</p> <p>（委員）</p> <p>第二条 法第十五条第五項第一号から第四号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町長及び消防機関の長のうちから任命される委員 三人</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>	<p>改正前</p> <p>（委員）</p> <p>第二条 法第十五条第五項第一号から第四号までに掲げる者を除くほか、知事が任命する委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 三人</p> <p>二 略</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>（保存に関する指導又は助言）</p> <p>第四十四条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者、保存団体又は市町その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>（書類等の経由）</p> <p>第四十四条の二 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、市町村の教育委員会を経由して行わなければならない。</p> <p>2 この条例の規定により文化財に関し佐賀県教育委員会が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、市町村の教育委員会を経由して行うものとする。</p>

第三条（佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>（知事が指名又は任命する委員）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 法第十七条第三項第六号の規定により、県の区域内の市町の市町長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員の定数は、三人とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>（知事が指名又は任命する委員）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 法第十七条第三項第六号の規定により、県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する委員の定数は、三人とする。</p> <p>3・4 略</p>

第四条（佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>安全で安心な消費生活を送ることは私たち県民が等しく願うものであり、かつ、消費者としての当然の権利である。</p> <p>私たちの消費生活を取り巻く環境は、その変化の度合いをますます強めてきている。近年の社会経済の進展は、多様な商品やサービスを生み出し、消費者の選択の機会の拡大をもたらす一方で、商品やサービスの高度化及びその取引方法の複雑化を生み出し、結果的に、従来から存在する消費者と事業者との間の情報力及び交渉力の格差をさらに増大させ、消費者が直面する諸問題を多様化、複雑化させている。</p> <p>本来、消費者と事業者とは、対等の立場に立つべきものである。従って、これらの格差を是正し、消費者の利益を擁護し、及び増進するために、今、行政、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団</p>	<p>安全で安心な消費生活を送ることは私たち県民が等しく願うものであり、かつ、消費者としての当然の権利である。</p> <p>私たちの消費生活を取り巻く環境は、その変化の度合いをますます強めてきている。近年の社会経済の進展は、多様な商品やサービスを生み出し、消費者の選択の機会の拡大をもたらす一方で、商品やサービスの高度化及びその取引方法の複雑化を生み出し、結果的に、従来から存在する消費者と事業者との間の情報力及び交渉力の格差をさらに増大させ、消費者が直面する諸問題を多様化、複雑化させている。</p> <p>本来、消費者と事業者とは、対等の立場に立つべきものである。従って、これらの格差を是正し、消費者の利益を擁護し、及び増進するために、今、行政、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団</p>

体が、自ら又は連携して、消費者の保護、自立及びその支援並びに事業活動の適正化に向けた取組をより一層推進することが強く求められている。

私たちは、このような認識に基づき、県民の消費者としての権利を守るためには、実効性のある消費者被害の予防と救済を行うことが県の責務であること、また、県民が、各自の能力に応じて、自立した消費者として行動できるよう、その支援を行うことも県の責務であること、さらに、消費者もまた、各自の能力に応じ、その自立に向けて行動するよう努めることが求められていることを確認するとともに、県、市町、消費者、事業者及び事業者団体の協力関係の下、消費者の権利の確立を目指し、県民の消費生活の一層の安定及び向上を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、消費者としての権利が県民に明確に帰属するものであることを確認し、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県、市町、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する消費生活に関する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

体が、自ら又は連携して、消費者の保護、自立及びその支援並びに事業活動の適正化に向けた取組をより一層推進することが強く求められている。

私たちは、このような認識に基づき、県民の消費者としての権利を守るためには、実効性のある消費者被害の予防と救済を行うことが県の責務であること、また、県民が、各自の能力に応じて、自立した消費者として行動できるよう、その支援を行うことも県の責務であること、さらに、消費者もまた、各自の能力に応じ、その自立に向けて行動するよう努めることが求められていることを確認するとともに、県、市町村、消費者、事業者及び事業者団体の協力関係の下、消費者の権利の確立を目指し、県民の消費生活の一層の安定及び向上を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、消費者としての権利が県民に明確に帰属するものであることを確認し、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県、市町、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する消費生活に関する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（消費者の権利）

（消費者の権利）

<p>第三条 略</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 消費者としての意見が、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に適切に反映される権利</p> <p>(県の責務)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町と密に連携し、相互に協力するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(市町の責務)</p> <p>第五条 市町は、その地域の社会的及び経済的状况に応じた消費生活に関する施策の策定及び実施を通じて、消費者の権利の確立に努め、もって住民の消費生活の安定及び向上を図るものとする。</p> <p>2 市町は、住民の参画と協働の下に、消費生活に関する施策を策定するとともに、これを実施するものとする。</p> <p>3 市町は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び県並びに市町と緊密な連携を行い、相互に協力するものとする。また、県による消費生活に関する施策の策定及び実施に関し、住民への情報提供、住民から寄せられる相談状況の報告等を通じて、協力するものとする。</p>	<p>第三条 略</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 消費者としての意見が、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に適切に反映される権利</p> <p>(県の責務)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村と密に連携し、相互に協力するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(市町村の責務)</p> <p>第五条 市町村は、その地域の社会的及び経済的状况に応じた消費生活に関する施策の策定及び実施を通じて、消費者の権利の確立に努め、もって住民の消費生活の安定及び向上を図るものとする。</p> <p>2 市町村は、住民の参画と協働の下に、消費生活に関する施策を策定するとともに、これを実施するものとする。</p> <p>3 市町村は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び県並びに市町村と緊密な連携を行い、相互に協力するものとする。また、県による消費生活に関する施策の策定及び実施に関し、住民への情報提供、住民から寄せられる相談状況の報告等を通じて、協力するものとする。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、消費者の権利を尊重し、法令を遵守するとともに、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(事業者団体の責務)</p> <p>第七条 事業者団体は、その構成する事業者が消費者の権利を尊重し、法令を遵守した事業活動を行うよう促すとともに、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(消費者の役割)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 消費者は、県及び市町が実施する消費生活に関する施策に対する意見の表明に努めるものとする。</p> <p>第九条 略</p> <p>(消費者団体の役割)</p> <p>第二十八条 県は、市町、教育機関、消費者団体、事業者団体等と連携し、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における消費生活、生活設計等に関</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、消費者の権利を尊重し、法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(事業者団体の責務)</p> <p>第七条 事業者団体は、その構成する事業者が消費者の権利を尊重し、法令を遵守した事業活動を行うよう促すとともに、県及び市町村が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(消費者の役割)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 消費者は、県及び市町村が実施する消費生活に関する施策に対する意見の表明に努めるものとする。</p> <p>第九条 略</p> <p>(消費者団体の役割)</p> <p>第二十八条 県は、市町村、教育機関、消費者団体、事業者団体等と連携し、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場における消費生活、生活設計等に関</p>
---	---	---	---

する教育（以下「消費者教育」という。）の実施、消費者教育を行う指導者の育成、学習会等への講師の派遣及び派遣のあっせん、消費者教育の場への県の施設の提供等の施策を推進することにより、消費者に対する消費者教育の充実を図るものとする。

（市町との連携の確保）

第三十四条 知事は、市町が行う消費者苦情の処理について、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。

2 知事は、市町に申出があった消費者苦情について、当該市町において適切に処理することが困難であるとして当該市町長から要請を受けたとき、又は知事が当該市町において適切に処理することが困難であると認めるときは、必要に応じて、県において解決のためのおっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

（佐賀県消費者被害救済委員会のおっせん等）

第三十五条 略

2 知事及び市町長は、申出を受けた消費者苦情のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、被害救済委員会のおっせん又は調停（以下「あっせん等」という。）に付託することができる。

一 三 略

3 前項の場合において、当該消費者苦

関する教育（以下「消費者教育」という。）の実施、消費者教育を行う指導者の育成、学習会等への講師の派遣及び派遣のあっせん、消費者教育の場への県の施設の提供等の施策を推進することにより、消費者に対する消費者教育の充実を図るものとする。

（市町村との連携の確保）

第三十四条 知事は、市町村が行う消費者苦情の処理について、必要に応じて、情報の提供、技術的指導その他の支援を行うものとする。

2 知事は、市町村に申出があった消費者苦情について、当該市町村において適切に処理することが困難であるとして当該市町村長から要請を受けたとき、又は知事が当該市町村において適切に処理することが困難であると認めるときは、必要に応じて、県において解決のためのおっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

（佐賀県消費者被害救済委員会のおっせん等）

第三十五条 略

2 知事及び市町村長は、申出を受けた消費者苦情のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、被害救済委員会のおっせん又は調停（以下「あっせん等」という。）に付託することができる。

一 三 略

3 前項の場合において、当該消費者苦

情を申し出た消費者が被害救済委員会のおっせん等を希望しているにもかかわらず、知事又は市町長が被害救済委員会のおっせん等に付託しないときは、当該消費者が自ら被害救済委員会に当該消費者苦情のおっせん等を申し出ることができる。

情を申し出た消費者が被害救済委員会のおっせん等を希望しているにもかかわらず、知事又は市町長が被害救済委員会のおっせん等に付託しないときは、当該消費者が自ら被害救済委員会に当該消費者苦情のおっせん等を申し出ることができる。

第五条（佐賀県立自然公園条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

（県等の責務）

第三条 県、市町、事業者及び自然公園の利用者は、佐賀県環境基本条例（平成九年佐賀県条例第十六号）第三条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、すぐれた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県及び市町は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

改正前

（県等の責務）

第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、佐賀県環境基本条例（平成九年佐賀県条例第十六号）第三条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、すぐれた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県及び市町村は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

（指定）

第五条 自然公園は、知事が関係市町及び佐賀県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞き、区域を定めて指定する。

（指定）

第五条 自然公園は、知事が関係市町村及び佐賀県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞き、区域を定めて指定する。